

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の
提出を求める公示

平成19年4月20日

近畿地方整備局

淀川河川事務所長 吉田延雄

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、大阪府域（大阪市域を除く）における土地区画整理事業等の関連整備事業と高規格堤防整備事業を一体化した整備手法及び方策について、関係機関と調整・協議を図りつつ検討を行う必要があり、大阪府域（大阪市域を除く）における土地区画整理事業等に精通しており、併せて高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の関連整備事業の一体整備に必要な各種関係法令に関する専門的な知識と豊富な経験にもとづく関係機関との調整能力を有している必要があることから、（財）大阪府都市整備推進センター（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 平成19年度大阪府域沿川市街地整備計画調査検討業務

(2) 業務内容

- 1) 計画準備
- 2) 津之江地区整備計画検討
- 3) 下島地区整備計画検討
- 4) 番田地区整備計画検討
- 5) 樟葉中之芝地区整備計画検討
- 6) 大日地区整備計画検討
- 7) 事業化適地検討
- 8) 関係機関等調整会議資料作成
- 9) 報告書の作成

(3) 履行期限 契約の翌日から平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、淀川沿川で検討が進められている大阪府営津之江住宅用地活用事業（芥川右岸津之江地区）、守口市公園整備事業（淀川左岸下島地区）、番田地区土地区画整理事業（淀川右岸番田地区）、樟葉中之芝地区土地区画整理事業（淀川左岸中之芝地区）、防災施設整備（淀川左岸大日地区）に関して、おのおの周辺市街地域も含め、高規格堤防整備事

業と土地区画整備事業等の関連整備事業との一体整備を推進するため、関係機関との協議・調整を図りつつ、その事業手法と方策について検討を行うものである。

4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は次のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- ③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

大阪府域（大阪市域を除く）における土地区画整理事業等に精通しており、併せて高規格堤防整備事業と土地区画整理事業等の関連整備事業の一体整備に必要な各種関係法令に関する専門的な知識と豊富な経験にもとづく関係機関との調整能力を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面において関連なく、中立性・公平性に欠けるものでないこと。

4) 業務執行体制に関する要件

①大阪府内に、営業拠点（本社（店）・支社（店）、営業所等）があること。

5) 業務実績に関する要件

平成14年度以降に、業務が完了し、引き渡しが済んでいる業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を元請けとして1件以上有していること。

同種業務：国の機関が発注した業務で、大阪府域（大阪市域を除く）における土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業が一体となった事業手法・方策に関する検討業務

類似業務：国の機関又は地方公共団体が発注した業務で、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業が一体となった事業手法・方策に関する検討業務

(2) 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績は以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・資格要件

- ア) 技術士（総合技術監理部門：建設部門に関する科目に限る）を有する者。
- イ) 技術士（建設部門）を有する者。ただし、平成13年度以降の合格者の場合には13年以上の実績を有する者。
- ウ) RCCM（都市及び地方計画又は河川、砂防及び海岸・海洋）を有する者。
- エ) 上記と同等の者。

同等とは、土地区画整理事業、又は河川事業に関する高度な企画及び技術検討の業務をマネジメントした実務経験(※)を有すること。

※：例えば地方整備局総括調査員もしくは主任調査員の経験を3年以上有する者。

・同種業務の実績

平成14年度以降に、業務が完了し、引き渡しが進んでいる業務で、下記に示す同種又は類似業務の実績を元請けとして1件以上有していること。

同種業務：国の機関が発注した業務で、大阪府域（大阪府域を除く）における土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業が一体となった事業手法・方策に関する検討業務

類似業務：国の機関又は地方公共団体が発注した業務で、土地区画整理事業等と高規格堤防整備事業が一体となった事業手法・方策に関する検討業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-1191 大阪府枚方市新町2丁目2番10号
近畿地方整備局 淀川河川事務所 経理課契約指導係
TEL：072-843-2861（代） FAX：072-844-5492

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間

平成19年4月20日（金）から平成19年5月1日（火）までの土曜日、日曜日および祭日は除く毎日、9時30分から16時30分まで

②交付場所

(1)に同じ。

③交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

平成19年5月1日（火）16時30分

②提出場所

(1)に同じ。

③提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：

平成19年5月21日（月）16時30分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術（または企画）提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていること。

(5) 詳細は説明書による。

7. Summary

(1) Subject matter of service：

2007 Osaka-fu area city maintenance plan consideration business

(2) Time-limit to express interests:

Tuesday, May, 1, 2007 16:30

(3) Contact point for documentation relating to the proposal:

Accounting section contract guidance person in charge,
Yodogawa river office, Kinki regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure and Transport,
2-2-10 Shimmachi, Hirakata-City, 573-1191
Tel 072-843-2861 Fax 072-844-5492

(4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs:

Accounting section contract guidance person in charge,
Yodogawa river office, Kinki regional Development Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure and Transport,
2-2-10 Shimmachi, Hirakata-City, 573-1191
Tel 072-843-2861 Fax 072-844-5492

以 上